

－ 令和 8 年 度 －
事 業 計 画 書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

公益財団法人しまね自然と環境財団
Shimane Nature and Environment Foundation

公益財団法人しまね自然と環境財団 令和8年度事業計画書

目 次

I. 令和8年度基本方針	
1 全体基本方針	1
2 組織	1
II. 島根県立三瓶自然館及び附属施設の運営事業(三瓶自然館等運営事業)	
1 運営計画	
(1)三瓶自然館運営計画	2
(2)小豆原埋没林公園運営計画	7
(3)広告宣伝	8
(4)サービスの向上策	10
(5)施設の利用許可	11
(6)施設の維持管理	12
2 調査研究・資料収集整理事業	
(1)事業概要	15
(2)調査研究	15
(3)資料収集・整理	16
3 地域との連携・その他の事業	
(1)地域との連携	17
(2)他施設との連携	17
(3)各種研修等の受け入れ	18
(4)自主事業	18
III. 地球環境の保全に関する活動支援事業(環境保全活動支援事業)	19
1 運営方針	
2 事業概要	
3 環境保全活動支援	
4 地球温暖化対策(地球温暖化防止活動推進センター)	
IV. 北の原キャンプ場の管理運営事業(北の原キャンプ場管理運営事業)	22
1 運営方針	
2 事業概要	
3 管理運営計画	
4 施設の維持管理	
5 施設の利用許可	
V. 施設利用者への利便提供事業(利便提供事業)	26
1 運営方針	
2 物販事業	
3 貸出事業	
資料1 令和8年度三瓶自然館等開館計画	27
資料2 令和8年度イベント一覧表	29
資料3 不利益処分に対する処分基準(三瓶自然館関係)	32
資料4 申請に対する審査基準(三瓶自然館関係)	33

I. 令和8年度基本方針

1 全体基本方針

当財団は、島根県立三瓶自然館及び附属施設の三瓶小豆原埋没林公園、大田市の施設である北の原キャンプ場の指定管理者としてそれぞれ島根県と大田市から指定されている。

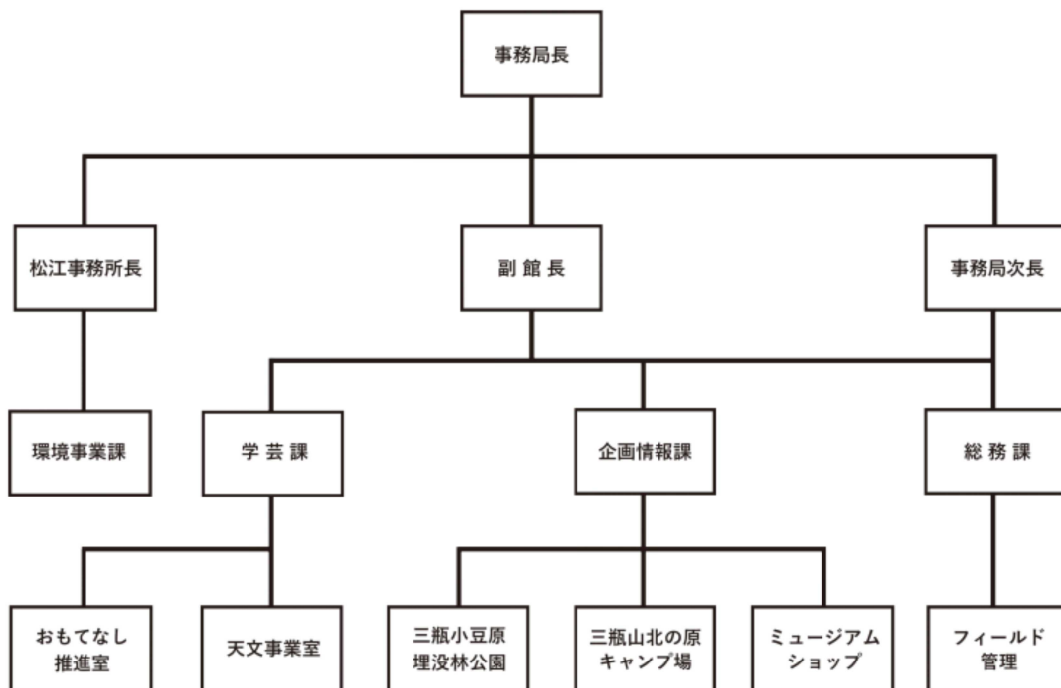
三瓶自然館では、夏には海竜をテーマとした特別企画展を計画している。大型の全身骨格などを展示し、夏の誘客を目指す。また開館から35周年の節目となるため、印刷物にロゴマークを入れるなど施設の周知を図る。三瓶小豆原埋没林公園は、利用者に好評の展示解説を継続しつつ、観光と学習の側面から利用促進策を検討・実施する。

北の原キャンプ場は、現指定管理期間の2年目となる。老朽化した施設への対応と利用者数の確保が大きな課題となっており、施設運営の将来像について判断が迫られる年となる。利用者が満足かつ安心安全に滞在できる環境の整備とともに、SNSによる情報発信とキャンプ場ならではの楽しみが感じられる自主事業を行い集客を図る。同時に、将来像について設置者である大田市とともに検討する。

松江事務所では、2015年に国連で採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けて、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全に関する普及啓発を進める。また、「2050年脱炭素社会の実現」を目指して、パリ協定などの二酸化炭素削減目標を達成するために、県民一人ひとりに自発的な環境配慮行動を促すとともに、行政機関や地域で活動する様々な主体との協働・連携により、持続可能な地域づくりを推進する。

2 組織

令和8年度 公益財団法人しまね自然と環境財団事務局組織図



II. 島根県立三瓶自然館及び附属施設の運営事業

1 運営計画

(1) 三瓶自然館運営計画

(1) 運営方針

島根から海竜が発見されるかも？のワクワクを

- 夏期特別企画展では、海の恐竜とも称される海竜をテーマとする。大型の全身骨格、貴重な実物化石などを展示することで、夏期の誘客を図る。また、県内の中生代の地層から発掘された化石の展示を通じて、島根県の自然史への理解を深める機会にするとともに、海竜化石発見の可能性を探る。
- 企画展やイベントなどの広報では、既存の媒体のほかSNSを活用し、若い世代への情報発信にも力を入れる。また、昨年度より制作を進めている施設紹介のショート動画を活用し、誘客促進を図る。平成3年の開館から35年を迎える節目となるため、それを記念したロゴマークを印刷物などに掲載することで、広報の一助とする。
- 学校団体や幼稚園保育園は、引き続き団体利用の中核と位置づけ、学習単元に沿った学習プログラムやプラネタリウム番組(台風や学習投影)の地元小学校へのPR、幼児向けプラネタリウムの紹介などを行うことで、学習機会の充実と来館促進へとつなげる。

(2) 開館計画

① 開館日

●令和8年度開館予定日数：298日 ※条例上は298日 <資料1>

○条例で定められた休館日

- ・ 定休日：7月21日から8月31日までの間を除く火曜日(祝日の場合は翌平日)
- ・ メンテナンス休館：6、9、12、3月の第1月曜日から5日間
- ・ 年末年始休館：12月29日から1月3日まで

○施設の効率的運営のため、次の変更を行う。

- ・ 特別開館：1月2日、3日
- ・ 臨時休館：12月27日、28日
- ・ メンテナンス休館：9月第1週の定めものを9月28日から10月2日(夏期特別企画展開催のため)

② 開館時間

- ・ 条例のとおり開館時間は、9:30～17:00とする。

③ 早朝開館

- ・ 開館時間前の来館の希望がある場合、事前の予約に応じて早朝開館を行う。

④ 臨時休館

- ・ 暴風、豪雨、豪雪などにより自然災害等が発生又は発生するおそれがある際は、利用者の安全確保を最優先し、指定管理者の判断により臨時休館する場合がある。

(3)来館者の受付、案内、誘導及び展示解説

①アテンダントによる対応

- ・専門的な研修を受けたアテンダントを配置し、顧客満足度を上げるため、ホスピタリティの向上に努める。
- ・受付のほか、館内の案内、登山や周辺観光に関する情報提供などを行う。
- ・「あいサポート施設」として、誰にでも分かりやすい標示や、来館者にあわせた案内などを行う。

②学芸課スタッフによる対応

- ・団体からの要望を中心に、事前の予約に応じて解説などを行う。
- ・来館や電話、メールなどによる質問についても、きめ細やかな対応を行う。

(4)常設展示

①日常点検による展示保守

- ・展示物は日常点検などを徹底し、円滑な展示運営に努める。
- ・小規模な不具合は、スタッフによる修繕などで迅速に対応する。
- ・大規模な不具合は、設置者である県と協議し、対応する。

②既存展示への工夫

- ・三瓶山という立地条件を活かして、館内外に季節感を取り入れる。
- ・季節による資料の入れ替え、スタッフによる解説などを継続して行う。
- ・学校利用などに際して、常設展示に対応したワークシートを活用する。

③博物館資料としての展示品の保守

- ・日常的な点検、ホコリの除去などにより、展示品の劣化を抑える。

④ミニ展示コーナーの更新

- ・令和5年度より別館と新館の間の回廊に設けている、研究員の調査研究の成果や専門分野に関わるトピックを紹介するコーナーを定期的に更新する。更新は約6ヶ月ごととし、各回2名のトピックを紹介する。
- ・館所蔵の標本を紹介するミニ展示を令和6年度より設けており、概ね2ヶ月を期間として、テーマを変えて紹介する。

(5)企画展・特別企画展等の企画・立案・運営

令和8年度の企画展計画

季節	タイトル	期間	内 容	主な展示物
春期	救え！消えゆく生きものたち2026～しまねレッドデータブック 山野の生きもの編～	3/14 ～5/24	10年ぶりに改訂された「しまねレッドデータブック」を広く紹介し、主に山野に生息する絶滅の危機に瀕する生きものたちについて紹介し、自然環境の保全や保護について考えてもらうきっかけとする。	トキ、コウノトリ、ヒメシロチョウ、カワラハンミョウ(20倍模型)、ニホンカモシカなど各種標本、模型、レプリカ等
夏期	海竜大進化～恐竜時代の蒼き海へ～	7/11 ～9/27	絶滅した海生爬虫類である「海竜」を中心に、恐竜時代に生息していた海洋生物の化石標本を多数展示し、海洋生物の進化や絶滅、海洋生態系の成り立ちについて紹介する。	エラスモサウルス類、モササウルス類、ウタツサウルス、海ワニ類、ウミガメ類、アンモナイト類など各種レプリカ、化石標本

冬期	自然を楽しむ科学の眼	12/19 ～1/24	SSP(日本自然科学写真協会)の写真展を誘致し、アマチュアからプロまで、写真家の作品を展示する。	宇宙、動植物、風景など自然をテーマにした写真
R9 春期	うち(仮)	令和9年 春	様々な動物のフンを展示し、大きさや形を比べ、剥製も一緒に置くことで何を食べているのかも理解できる内容とする。	ニホンジカ、ノウサギ、キツネ、タヌキ、テン、アナグマ、ツキノワグマ、イノシシなどのフンや剥製

- ・企画展の期間やその前に関連イベントなどを実施し、来館者の満足度アップや話題提供を図る。

(6)プラネタリウムの投影

①自主企画番組(自動投影)の制作と投影

- ・局所銀河群を題材としたオリジナル番組を制作する。

②スタッフによる生番組(解説投影)

- ・スタッフがその時々に応じた天文の話題や星空を解説する。

③学校団体向け投影

- ・学校団体の要望に応じて、授業内容に対応した学習番組を解説投影又は自動投影する。

④天体観察会との連動

- ・天体観察会が雨天曇天等で実施困難な際には、代替として解説投影を行う。

⑤字幕付きプラネタリウムの投影、スマートグラスなどの活用

- ・耳の聞こえに不安のある方を対象として、字幕による解説のついたプラネタリウムを、老人週間、障がい者週間や利用者の要望に応じて投影する。
- ・新たに導入されたスマートグラスや磁気ループを活用し、プラネタリウムの多言語投影などを行うことで、より多くの方が視聴できる機会を提供する。

(7)大型ドーム映像

①定期上映

- ・三瓶自然館オリジナル作品である「さんべ自然紀行」、「煌めきのなかで」、「三瓶冬紀行」、「島根 人と自然の原風景」の4作品をはじめ、館が保有する番組を年間を通して入れ替えながら上映する。

②特別上映

- ・夏期特別企画展にあわせ、特別番組を上映する。

(8)各種イベントの企画・立案・実施

来館者の多様なニーズに対応するために、イベント、講演会などを実施する。

<資料2>

①定期イベント

- ・週末を中心に野外散策などを定期的に行い、いつ来ても楽しい館を目指す。「北の原お散歩ツアー」、「天文ミニガイド」、「わくわくワゴン」など
- ・毎月第3日曜日に幼児向けのイベントとして、「サヒメルきっずサンデー」を開催する。「デジタル紙芝居」、「幼児向けプラネタリウム」など

②集客系イベント

- ・楽しい雰囲気を作り出す催しを開催し、来館者の増加を目指す。
「村上康成原画展 絵本で感じる、もりと、かぜと、わたし」「お正月イベント」 など

③自然体験系イベント

- ・国立公園の恵まれた自然の中での体験を通じて、自然への興味と理解のきっかけを作る。
「七輪マグマで火山実験」、「雪の三瓶でアニマルトラッキング」 など

④天文・プラネタリウム系イベント

- ・天体観察施設やプラネタリウムを活用し、宇宙への興味、関心を高める。
「公開天文台100年記念・全国一斉天体観察会」 など

⑤館外における情報発信イベントの実施

- ・県内教育施設での集客イベントなどへ参画し、館外での情報発信や普及啓発を行う。

(9)自然学講座の開催

①自然科学に造詣の深い講師を招いた講演会の開催

- ・藤村シンシ氏講演会(ギリシャ神話と星について)

②学芸課スタッフによる講座型事業

- ・「バードウォッチング講座～さえずりで鳥を識別 基本10種編～」
- ・「教員のための博物館の日」

(10)天体観察会

名 称	内 容	開 催 日 等
個人向け天体観察会	個人を対象とした天体観察会	毎週土曜日（要予約）
団体向け天体観察会	団体を対象とした天体観察会	随時（要予約）
特別天体観察会	連休や天文現象にあわせた観察会	5/3~5 ゴールデンウィーク天体観察会 8/12、13 ペルセウス座流星群観察会 9/20~22 秋の天体観察会 ※<資料2>では5/2、9/19を含めたイベントとしている。（いずれも要予約）
天文ミニガイド	太陽等昼間の天体観察と天文展示の紹介	毎週土・日曜日、祝日

- ・学校団体などの依頼では、テーマ他の要望を聴取し、できるだけ希望に添った対応を行う。
- ・雨天曇天時にはプラネタリウムを投影する。

(11)自然観察会

名 称	内 容	開 催 日	対 象
定期自然観察会	一般の来館者が気軽に自然と親しめる30分程度の入門的な内容(お散歩ツアー)	毎週土曜日 (4月～11月)	個人や家族など一般の来館者
予約自然観察会	学校団体などを対象として、季節の自然、地質、動植物などを要望に沿って紹介	随時 (事前予約が必要)	学校団体や各種団体
観察会のテーマ例	・季節の生きもの観察 ・三瓶の昆虫観察	・バードウォッチング入門 ・三瓶山の地層観察	

- ・スタッフや三瓶の自然に詳しいボランティアにより、多彩なテーマで開催する。
- ・学校団体などからの依頼では、テーマや場所の要望を聴取し、できるだけ希望に沿った対応を行う。

(12)環境学習の推進

①スタッフの講師派遣

- ・学校などの要望に応じてスタッフを派遣し、学校教育・社会教育の推進に寄与する。

②自然館を活用した環境学習

- ・各種観察会やイベントを、環境学習の観点を持ちながら開催する。

(13)博物館ボランティア等の育成と活用

①三瓶自然館インタープリター事務局運営

- ・スタッフとボランティアが共同し、より良い博物館活動の推進と来館者に対するサービス向上を図ることを目的に事務局を運営し、ボランティア活動を支援する。
- ・ボランティアに対しては、交通費の予算的措置やボランティア保険の加入、活動参加調整などを行う。

②三瓶自然館インタープリターと共同した博物館活動の展開

- ・観察会の実施や補助
- ・イベントの企画・実施
- ・情報紙の発行
- ・館内での来館者対応
- ・自然情報の収集
- ・調査研究への参画 など

③博物館ボランティア等の研修の実施

- ・各種ボランティアに対するスキルアップ研修の実施。

(2)小豆原埋没林公園運営計画

(1)運営方針

縄文の森の価値を“魅力”として伝え、学びと観光への活用を目指す

- 多くの人が驚きと関心を抱くことを目指して埋没林の自然史的な価値をわかりやすく伝える。
- 学校教育の地域学習や環境学習への寄与を目指す。
- 市外、県外からの観光集客への貢献を目指し、関係部署と協力を進める。
- 近隣に宿泊する観光客が利用しやすいよう、午前9時からの開園を継続して実施する。

(2)開園計画

①開園日

●令和8年度開園予定日数：306日 ※条例上は298日 <資料1>

- 条例で定められた三瓶小豆原埋没林公園の休園日
 - ・定休日：7月21日から8月31日までの間を除く火曜日(祝日の場合は翌平日)
 - ・メンテナンス休園：6、9、12、3月の第1月曜日から5日間
 - ・年末年始休園：12月29日から1月3日まで
- 施設の効果的な運営のため、次の変更を行う。
 - ・特別開園：6月と9月のメンテナンス休園、1月2日、3日
 - ・臨時休園：12月27日、28日

②開園時間

- ・条例による開園時間である9:30～17:00に対して、全ての開園日について開園時間を30分繰り上げ9:00～17:00とする。

③臨時休園

- ・暴風、豪雨、豪雪などにより自然災害等が発生又は発生するおそれがある際は、利用者の安全確保を最優先し、指定管理者の判断により臨時休園する場合がある。

(3)利用者の受付、案内、誘導及び展示解説

①利用者の受付・案内

- ・丁寧、親切な接遇を心がけて利用者を迎える。
- ・周辺地域の観光等に関する情報を提供できるよう、日頃から情報収集を行う。

②展示解説

- ・利用者の興味関心がふくらむ展示解説を目指して職員の技術向上を図る。
- ・展示解説の利用者増加を図るため、webなどを活用した情報発信を行う。
- ・学校団体等が学習目的で利用する場合は、学習の目的に対応するために相手方と十分調整の上、実施する。(展示解説は、学校は無料、一般団体は有料で実施)

(4)展示計画

- ・利用者の理解と興味関心のためガイダンス展示を有効に活用する。
- ・地域の情報や講座型イベントの成果に基づく掲示などを行い、展示に変化をもたせる。

(5) イベント計画

○講座型イベント「月イチガク」

- ・ 島根県と大田市に関係する地域学的なテーマを取り上げる講座を開催する。
 - ・ オンラインと現地参加を併用して、広い地域への情報発信が可能な形態とする。
- <資料2>

(6) 利用促進

- ・ 観光と学習の両面から利用促進策を検討、実施する。
- ・ 当該施設の利用者層は県外からの観光客が多くを占め、観光の目的地となっている。行政の観光部署や観光連盟、観光協会との連携により、観光地としての情報発信を行い利用促進を図る。
- ・ 県内の観光施設との情報交換を定期的に行い、来県した観光客への情報伝達を図る。
- ・ 大田市教育委員会と市内小中学校と共同で、地域学習や環境学習への利用可能性を探る。
- ・ 日本遺産「石見の火山が伝える悠久の歴史」の中核的な構成文化財として、活用に向けた情報発信を行う。

(7) 埋没木の保存検討、処理、調査等

- ・ 埋没木の保存管理等について、島根県に協力して良好な状態の維持に努める。

(3) 広告宣伝

(1) 重点目標

- ・ 来館者数の底上げを図るため、通常期(企画展非開催期)を含めた年間での広告と情報発信を図る。手法はSNSを中心とする。
- ・ 集客期と重なる夏期特別企画展期間の集客に向けて、重点的かつ時期を逃さない早めの広告宣伝を実施する。
- ・ 企画展やその他の話題について、テーマやモノ(展示物)のみに頼らず、興味関心を促し、来館につながるための「ストーリー」を意識した情報発信を展開する。
- ・ 年間パスポートをPRし、リピーターの増加を狙う。
- ・ 行政の観光部署や観光協会、各種協議会に参画、協力して地域一体での集客を図る。
- ・ 報道機関に効果的な情報提供を図り、マスメディアでの情報発信機会の創出を図る。
- ・ これらの広報や営業活動は年間を見とおして集客に効果的な時期に実施する。

(2) 広報印刷物の作成・配布

①館内リーフレット、イベントカレンダーなどの配布

- ・ 館を紹介するリーフレットや年間のイベントを紹介する印刷物を作成し、教育施設、観光関連施設などに配布する。
- ・ 学校教員向けに、利用案内「三瓶自然館サヒメル活用ガイド」を配布する。

②企画展ポスター・チラシの配布

- ・ ポスターやチラシを印刷し、県内の学校、教育施設、観光関連施設などに配布する。
- ・ 割引付チラシを製作し、道の駅や保育園・幼稚園等に配布し利用促進を図る。

(3) マスコミを活用した広報

①マスコミへの各種情報の提供

- ・ 様々な話題をマスコミに提供し、新聞記事やテレビ報道による情報発信を図る。
- ・ 各種事業は、県内報道機関や出版社などに、定期的開催案内を提供する。

②有料媒体による広告宣伝

- ・企画展を中心に、県内及び広島県を重点範囲として、有料広告を実施する。
- ・報道機関を通じた有料広告(TVCM、新聞広告等)を行う際は、掲出相手方に報道取材を依頼し、報道と広告の相乗効果を図る。

(4)営業活動

①小中学生の利用促進

- ・県内の教育委員会、学校等を訪問して三瓶自然館の利用方法や事業のPRを行う。
- ・学習プログラムの活用など各学校に対応した利用プランを提案し、利用増を図る。
- ・幼稚園・保育園等へのPRを行い、幼児を含むファミリー層の利用増を図る。
- ・大田市内の学校の利用増を図るため、市内全小学校の新入生に特別年間パスポートを配布する。

②旅行代理店などへのPR活動

- ・島根県観光連盟や大田市観光協会等が実施する旅行代理店対象の情報説明会などのPR機会を生かし、団体旅行等の誘致を図る。

③山陽方面からの集客増

- ・企画展開催時などには広島方面の新聞や情報サイト、地域や年代でターゲットを限定できるSNS広告を活用して個人やグループの誘客を図る。

(5)情報発信

①インターネットによる情報発信

- ・イベント情報や自然情報をホームページ上で随時発信する。
- ・X、Facebook、Instagram等SNSによって異なるターゲット層を見極め、それぞれに効果的な情報発信を継続する。
- ・web広告を効果的に利用する。

②ミュージアムニュースの発行

- ・三瓶山、島根県の自然情報、イベント等を紹介したミュージアムニュース(さんべ発)の内容の充実を図り、報道機関、学校、公民館、観光施設等に配布して情報発信を行う。

③行政・地域間連携事業を通じた情報発信

- ・県市の観光関連部署や観光協会が主催するPR事業、三瓶山広域ツーリズム振興協議会、石見ツーリズムネット等に参画し、PRを図る。

(6)イベント等への出展PR

- ・行政や他施設が開催する集客イベントで、効果的なPRにつながるが見込まれる場合、出展してPRを行う。

(7)SDGsへの取り組み

- ・チラシ・ポスターを作る際には、環境に配慮した用紙やインクをなるべく利用する。また、印刷物の無駄を省くため、作成物の質や量を検討する。

(4)サービスの向上策

(1)学校団体への取り組み

- ・三瓶自然館における学校団体の利用は、島根県内からの遠足や授業利用での来館が多くを占めている。今後もプログラムやアイテムを整備していくことにより、授業などでの館や附属施設の利用促進を図る。また、過去の利用団体や実施プログラムの評価と分析を行うとともに、効果的な広報手段、利用者が満足できる受け入れ体制を整えていく。
- ・展示に対応したワークシートを活用する。
- ・令和6年度に制作したプラネタリウム新番組「台風～天体が生み出す大気の渦～」は、台風の仕組みや私たちの生活との関わりについて総合的に学ぶことができる内容であり、小学5年の理科の単元「台風と天気の変化」での利用を目指す。

①「教員のための博物館の日」の開催

- ・国立科学博物館と共催により、理科分野にとどまらない幅広い教員を対象とした研修会「教員のための博物館の日」を、サヒメル、アクアス両会場にて開催する。

②先生向け研修会の実施

- ・教育カリキュラムに対応した学習プログラムや専門スタッフを紹介する機会を作り、学校活動での積極利用を促す機会とする。
- ・学校教育研究会理科部会研修への積極的な協力を行う。

③プログラムの質の向上

- ・スタッフ相互での資質向上を目的としたチェックを実施する。

(2)児童、高齢者、生活弱者の方への配慮

- ・高齢者の方、心身に障がいのある方、妊婦の方、小さなお子様連れの方などに、快適に館内で過ごしていただくため、シルバーカーや車椅子、ベビーカーの貸出、授乳室の改善などの取り組みを行う。
- ・島根・鳥取両県で推進しているあいサポート運動に参加し、職員一人ひとりが障がいについての理解を深め、お客様に寄り添った対応に努める。
- ・児童福祉週間や老人週間、障がい者週間での割引サービスの実施。
- ・字幕付きプラネタリウムの投影。

(3)その他

①マイクロバスの活用

- ・三瓶自然館及び附属施設を利用する学校団体などの送迎。
- ・イベントや臨時駐車場運用時での利用者の送迎。
- ・館外での観察会などを行う場合の利用。
- ・その他必要な場合の運行。
- ・あらゆる場面で、安全に配慮した運行計画を立てる。

②プロジェクトチーム

- ・重点的な事業の推進と特定業務の改善を目的として、部署の枠を超えた職員構成によるプロジェクトチームを設置し対応にあたる。
- ・夏期特別企画展は、前年度から設置している令和8年度夏期特別企画展チームを中心として、企画展全体の具体的なイメージ作りや関連イベントなどを、一体的に企画・実施する。
- ・令和7年度に立ち上げた情報発信・集客プロジェクトチームを継続し、企画展プロジェクトチームと連携して効果的な広報を行うとともに、財団が運営する3施設で一体的な情報発信や広報を行うことで集客増を図る。

(5) 施設の利用許可

(1) 利用料金等の設定

- ・「わかりやすいこと」「利用しやすいこと」「合理的であること」を踏まえ、設定する。
- ・令和8年度の利用料金は、下記のとおりとする。
- ・三瓶自然館と埋没林公園を1日で2施設観覧する場合は、割引を行う。

(単位：円)

施設の種別		利用区分	通常期	R8春期 企画展 開催期	夏期 特別企画展 開催期	冬期 企画展 開催期	R9春期 企画展 開催期
観覧料 (個人)	三瓶自然館	一般	500	700	1,200	700	800
		小中高生	250 ^(注1)				
	天体観察	一般	350				
		小中高生	100				
	埋没林公園	一般	350				
		小中高生	100				
施設貸切	レクチャールーム	1,400					
利用料 (1時間あたり)	ビジュアルドーム	入場料徴収 無	2,750				
		入場料徴収 有	5,500				
年間パスポート		一般	1,700				
		小中高生	600				

注1 春期企画展期間の5月24日までは200円

※20名以上の団体は2割引(観覧料のみ)

※小学生未満は観覧料無料

(2) 利用料金の減免

- ・児童生徒の教育課程での来館、障がい者手帳、療育手帳の所持者など、対象者は利用料金を減免する。

(3) 利用の許可

- ・施設利用の申し出に対して、利用目的等に応じて許可の可否判断を含め、適切な事務手続きを行う。

(4) 施設の貸出など

- ・施設の貸出を行う場合は、利用者が利用の目的を十分に果たせるように利用方法や設備について丁寧な指導、助言を行う。
- ・受付業務にあたっては、受付窓口においてアテンダントが対応するほか、必要に応じて他のスタッフが補助し、利用者が気持ちよく施設を使用できるよう対応する。
- ・利用施設等に応じて利用申請の書類を常備し、迅速な手続を行う。
- ・利用者にわかりやすいよう、利用方法の手引きを作成し、誰でも閲覧可能な状態で公開する。

(5) 審査基準

- ・前指定管理期間に制定した基準を基本とし、随時見直しながらこれを運用する。

(6)その他の料金設定

○イベント等

- ・自然観察や体験等のイベント、講座などは必要に応じて料金を徴収する。料金を徴収する場合の金額は、材料代、保険代など参加者個人に直接かかる経費分を基本に設定する。

○自主事業(p18参照)として実施するサービス等

- ・売店事業で工作等を「イベント」として実施する場合
工作で使用する商品代金に、提供するサービスの度合いに応じた役務分を加えて設定する。
- ・プラネタリウム付随事業での機器操作・演出サービス
対応スタッフ1人につき2,000円/h(税込額)
- ・埋没林公園展示ガイドサービス
10名まで30分あたり1,000円。11名以上は11名ごとに100円増(いずれも税込額)。
ただし、学校及び社会教育団体等が、児童・生徒等の学習を目的に見学する場合は無料。
- ・その他サービスでの物品等の貸出料
物品ごとに、取得価額、償却期間等を参考に日額で設定する。

(6)施設の維持管理

(1)施設管理の基本方針

当財団は、三瓶自然館設立当初から利用者に快適な環境を提供するよう定期的なメンテナンスの実施などを通じ適正な維持管理に努めてきた。第四期指定管理は以下の基本方針に基づき、施設の維持管理を行う。

○すべては利用者のために

- ・管理者側の都合ではなく、利用者のための管理を目指す。

○すべては県民の財産として

- ・本施設は島根県により設置された施設であり、部品のひとつひとつまで県民の財産であるという意識を持つ。

○環境へ配慮した管理

- ・自然環境の保護、ひいては地球環境保全のため、すべての管理業務において環境影響が最小限になるよう努める。

(2)維持管理に関する業務の実施予定

【全施設共通】

①利用者対応業務

- ・利用者の安全を最優先事項として、快適に楽しめる施設となるよう、日々点検等に努める。
- ・繁忙日は、展示室やビジュアルドーム入口にスタッフを配置し、適切な案内・誘導を行い、混雑によるトラブルを防ぐ。
- ・万一事故が発生した場合は、誠意をもって迅速かつ適切に対応する。

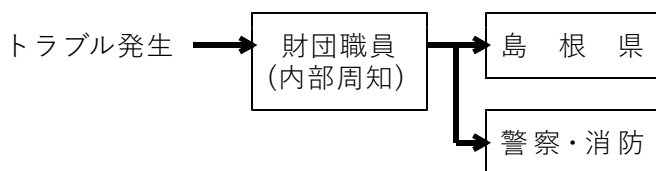
②危機管理

- ・多くの施設を管理運営する中で、様々なリスクが想定されるため、過去の事例を踏まえた危険予測をすることで事前のリスク回避に努めるほか、不測の事態が発生した際には的確な対応ができるようスタッフへ危機管理マニュアルを徹底し対応にあたる。また、適宜マニュアルの見直しも行いながら対策の充実を図る。
- ・消防訓練は法令に基づき年2回、様々な場合を想定して実施する。また、不審者やテロ対策についても、関係機関と協力し研修訓練を実施する。

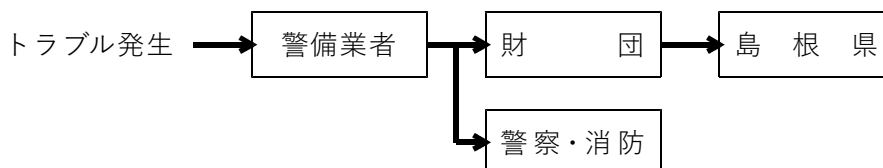
- ・閉館(閉園)後は、スタッフによる見回り確認を行うほか、機械警備システムにより不法侵入、火災の監視を行う。万一、非常事態が発生した場合は、警備会社や警察などと連携して適切に対処していく。
- ・入退出用の扉カギ、警備カード類は、厳重な管理のもと、外部への流出や不正な使用を防ぐ。

■連絡系統

[開館(開園)時]



[閉館(閉園)時]



③設備管理業務

- ・指定管理業務仕様書に準じ、各業務を専門業者へ委託し、連携して業務にあたる。
- ・障害の発生した設備・備品等は、県へ適切な報告を行ったうえで、迅速に修繕を行う(1件50万円未満の範囲)。ただ、ここ数年、経年劣化による建物や設備等の不調が増加している。財団の対応可能な範囲については計画的な更新を図っているが、財団の範疇を超えるものについては、県有施設長寿化事業で更新されるように要望する。

④清掃業務

- ・指定管理仕様等に準じて実施し、衛生面やサービス上で問題がある場合は適宜対応する。
- ・清掃時に使用する洗剤類は環境配慮型のものとするなど、施設の性格を十分に尊重するとともに、周辺環境、地球環境への影響を抑制する。

⑤車両管理

- ・専門業者による車検、法定点検など定期的な点検のほか、運転者による乗車前点検により、適切な車両の維持管理を図る。
- ・全職員でのしまね安全ドライブコンテストへの参加、安全運転管理者による講習、義務化されたアルコールチェックの実施など、各スタッフの安全運転意識の啓発を図り、事故防止に努める。
- ・万一事故が発生した場合は、安全運転管理規則と危機管理マニュアルに従い、迅速かつ適切に対応し、再発防止に努める。

⑥フィールド管理

- ・指定管理業務仕様書のほか、自然公園法等関係法令を遵守し、特に自然保護、自然環境保全の面で最大限の注意を払うとともに関係機関と適切に連携を図りながら作業にあたる。
- ・草原域の草刈は景観、季節によって見られる植物等に配慮した草刈周期の異なるエリアを設定し、計画的に実施する。山林部、遊歩道等の草刈は、夏休み、秋の行楽シーズンの前を中心に実施し、散策や登山に適した環境を維持する。
- ・近年、当財団の管理地及び周辺の三瓶高原線(大田市道)で危険木や倒木が発生している。当財団の管理地で発生した場合は、可能な範囲で撤去・処分し、難しい場合は、島根県へ通報するなどの対応をする。当財団の管理地外で発生したものは、関係機関に通報するな

ど、適宜対応していく。

- ・チェーンソー等の機器を使用する職員には講習を受講させ、使用方法や安全面にも注意を払う。
- ・冬季の除雪は、利用者が安全に利用できるよう毎日の開館時までに行う。軒下などの落雪が危険な箇所については適切に立入制限を行うほか、落雪の定期的な除雪に努める。

⑦資格者の配置予定

⑦ア 常駐義務付資格(指定管理者職員による常駐配置)

- ・ 防火管理者(三瓶自然館) ……………米 浦 道 子(総 務 課)
- ・ 〃 (埋没林公園) ……………大野志津香(企画情報課)
- ・ 安全運転管理者……………石 田 浩 二(事務局次長)
- ・ 危険物取扱者……………山本健太郎(総 務 課)

⑦イ 常駐義務免除資格(委託業者による配置)

- ・ 建築物環境衛生管理技術者 ……………日本メックス株式会社
- ・ 専用水道管理者 ……………〃
- ・ 消防設備点検資格者 ……………〃
- ・ 浄化槽管理者 ……………〃
- ・ 昇降設備管理者(三瓶自然館) ……………〃
- ・ 〃 (埋没林公園) ……………〃
- ・ 電気設備主任技術者……………(一財)中国電気保安協会
- ・ 車両整備管理者……………米 原 陵 次(自動車整備業者)

2 調査研究・資料収集整理事業

(1) 事業概要

三瓶自然館の指定管理者として調査研究、資料収集・整理、普及啓発を行っているが、外部の行政機関などからも、調査研究や資料収集に関する事業、普及啓発や環境教育に関する事業の依頼がある。当財団の設立趣旨や、当財団がもつ専門知識の活用や専門スタッフの派遣の必要性があるものについて、これまで受託・協力してきた。

令和8年度も引き続き、これまでの経験やデータ・研究成果の蓄積を活かしながら調査研究や資料収集にあたりるとともに、財団の趣旨に合う事業や助成を受け、当該分野における事業の充実を図る。

(2) 調査研究

(1) 指定管理事業に関わる調査研究事業

① 調査研究のテーマ

大項目	小項目	予定のテーマ
県民や行政の課題となっている調査研究	希少動植物の調査・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドデータブック掲載の哺乳類調査 ・希少鳥類等の生息調査 ・ダイコクコガネ等の希少昆虫調査 ・レッドデータブック掲載植物の現況調査
	自然環境保全地域や保護活動実施地の調査やモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域などの動植物・地質調査
	保護活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶山半自然草原の草原管理等の研究
島根県の自然系博物館としての調査・研究	自然学習の基礎となる自然科学研究	<ul style="list-style-type: none"> ・変光星・連星・太陽系外惑星の観測 ・三瓶山周辺の鳥類調査
	地域の自然環境に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県内の古いプラネタリウムについての調査 ・島根県の生痕化石の調査 ・島根県における地震・津波堆積物の調査 ・県内未確認のコウモリ類の調査 ・テングコウモリの繁殖生態調査
環境教育・環境学習に資する研究その他必要な研究	効果的な環境教育に資する研究	<ul style="list-style-type: none"> ・プラネタリウムの魅力向上の研究 ・360度映像を活用した学習教材の開発 ・天然放射能を活用した放射線学習教材の開発及び実践 ・島根県の地質資源を活用した学習プログラムの作成 ・コウノトリ・トキの環境教育プログラムの開発

② 調査研究の成果の公表

○ 研究報告書の刊行

- ・年1回、島根県立三瓶自然館研究報告を刊行し、関係機関などに配布する。

○ その他の公表や活用

- ・学芸課スタッフの専門分野にかかる学会や研究会に参加し、最新の知見の収集と情報交換を行う。

天文：日本公開天文台協会、日本プラネタリウム協議会 など

地学：日本地質学会 など

- 生物：日本鳥学会、日本応用動物昆虫学会、日本哺乳類学会、日本生態学会 など
- ・ 調査研究項目や概要は、ホームページなどで公開する。
 - ・ 調査研究の成果は、各種講座や研究発表などの場で公表する。

(2)外部からの受託による調査研究事業(予定)

事業名	委託元	内容
石見銀山遺跡自然環境モニタリング業務	島根県教育委員会	世界遺産である石見銀山地区の自然環境、特に動植物についてモニタリング調査を行う。
重要生態系監視地域モニタリング推進事業コアサイトコーディネート業務	公益財団法人日本自然保護協会	モニタリングサイト1000里地調査のうち、コアサイトである北の原草原での調査をコーディネートする。

(3)資料収集・整理

(1)指定管理事業に関わる博物館資料の収集、保管、活用

①収集・保管の分野と内容

分野	項目
岩石標本の収集、分類及び整理	島根県内の岩石・化石・鉱物など地学標本の収集 研磨標本、地層剥ぎ取り標本の作成 令和8年度夏期特別企画展に向けた標本収集
天体画像及び天文現象の撮影	星雲、星団、銀河、太陽、月、惑星、流星群、星景、天文現象などの撮影 取得された天文画像の整理
斃死鳥獣の収集と剥製作成	哺乳類・鳥類などの斃死体の収集 それらを用いた剥製標本・骨格標本の製作 伊達鳥類標本コレクションの再整理
昆虫標本の収集、分類及び整理	岡氏収集昆虫標本の整理 淀江氏収集チョウ類標本の整理 県内産・展示用昆虫標本の収集と整理
植物標本の収集、分類及び整理	丸山氏収集植物標本の整理 西田氏収集コケ標本の整理 アクリル封入標本などの製作
その他の資料など自然科学関連図書の収集と公開	学術図書、図鑑類の収集 入門書、関連雑誌の収集と公開

②資料の保存と利活用

○資料の劣化防止

- ・ 第一、第二乾燥収蔵庫及び液浸標本室を対象とした防虫・防カビ対策の検討
- ・ 仮設置の燻蒸設備による標本の燻蒸の検討
- ・ 収蔵庫内の温湿度、虫害カビ害の日常的なチェック

○資料の活用

- ・企画展・常設展での活用
- ・他施設への貸し出し
- ・学習教材や学校教育に資する資料としての活用
- ・館外研究者の要望に応じた公開など、研究資料としての活用

(2)外部からの受託による資料収集・整理(予定)

事業名	委託元	内容
収蔵品データ整備事業	独立行政法人国立科学博物館	植物標本の標本データを所定のフォーマットで整備し提供する。

3 地域との連携・その他の事業

(1)地域との連携

(1)三瓶山広域ツーリズム振興協議会

- ・大田市、美郷町、飯南町の1市2町の行政及び各種団体で構成される協議会に参画し、協議会の事業に協力する。本協議会は、三瓶山を中心とする地域への入り込み増を目指して事業者間でのネットワーク化を進め、体験プログラムなどの事業を行うものである。

(2)国立三瓶青少年交流の家との協力

- ・国立三瓶青少年交流の家を利用する研修生の活動、さんべ祭や広島県へのPR活動などに連携して取り組む。

(3)市民グループとの連携による環境保全

- ・姫逃池の景観の保全、県内の希少植物の保全など、市民グループと連携して活動を行う。

(4)近隣小中学校との連携

- ・学校教育に三瓶自然館を活用するプログラムを教員と共同開発し、実践する。

(5)地元住民・団体との連携

- ・三瓶地区の住民やまちづくりセンター、事業者団体(さんべぐるみ)などと連携し、地域に根ざした身近な博物館運営を目指す。

(6)大田市による日本遺産事業への協力

- ・三瓶小豆原埋没林を構成文化財の中核とした日本遺産の活用を図るため、ガイド養成や講座などの各種事業に協力する。

(2)他施設との連携

(1)サヒメル・アクアス・ゴビウス自然系三館交流

- ・県内の自然系三館において意見交換、研修会などを実施する。
- ・イベント開催時に相互に展示ブースを出展するなど、連携した事業展開を図る。

(2)古代出雲歴史博物館

- ・ 古代出雲歴史博物館との相互割引を実施し、双方の入館者への両施設の周知と集客増を図る。

(3)しまねミュージアム協議会

- ・ 県内約70館が加盟している協議会である。情報交換や研修会を通して幅広い連携を図る。

(4)NPO法人西日本自然史系博物館ネットワーク

- ・ 同ネットワークに協力し、共同事業や情報の交換・共有に取り組む。

(5)国立科学博物館

- ・ 「教員のための博物館の日」を連携して実施する。

(3)各種研修等の受け入れ

(1)博物館実習

- ・ 島根大学や他大学から博物館実習生の受け入れを行う。学芸課スタッフが指導にあたることで、さまざまな分野のカリキュラムを可能とし、多岐にわたる実習内容を提供する。

(2)職場体験

- ・ 中学生～大学生までの職場体験実習の受け入れを行う。学芸課スタッフを中心に、各セッションでの業務を体験することで、博物館やキャンプ場の業務を体験できる機会を提供する。

(3)各種研修

- ・ 学校をはじめとする教育機関の研修などを中心に受け入れて、主に学芸課スタッフが指導にあたる。自然観察や理科教育の一助とできるプログラムやスキルを学ぶ機会を提供する。

(4)自主事業(別途、県の承認を受けて実施する有料サービス)

(1)売店事業(利便提供事業)

- ・ 三瓶自然館及び三瓶小豆原埋没林公園に売店を設け、記念品類や菓子類を販売するほか、商品を利用した工作イベントを行う。

(2)プラネタリウム付随事業(自然館)

- ・ 利用者の希望に応じて、ビジュアルドーム貸切利用時におけるプラネタリウム機器操作、演出サービスを行う。

(3)展示ガイド事業(埋没林公園)

- ・ 利用者(団体及び一定数の個人)の希望に応じて、園内にスタッフが同行し、展示解説等のガイドサービスを行う。

(4)その他のサービス

- ・ 繁忙期等における屋台等の出店・誘致、それに伴うイベントテント等の貸出サービスを行う。

Ⅲ.地球環境の保全に関する活動支援事業

1 運営方針

関係機関との協働・連携による事業展開

松江事務所は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)に規定された地域地球温暖化防止活動推進センター(以下、「地域センター」という。)として、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全に関する普及啓発を行う。また、島根県環境総合計画等各種計画に基づき、県民一人ひとりに自発的な環境配慮行動を促すため、国、県、市町村及び島根県地球温暖化防止活動推進員・しまねエコライフサポーターや地域で活動する様々な主体と協働・連携して事業を推進する。

2 事業概要

地球温暖化やエネルギー問題など地球環境に関する課題について、県民一人ひとりが関心を高め自らの意識や行動の変化につながるよう、様々な手法を用いて情報発信を行う。

また、県・市町村等と協働・連携して、地球温暖化防止に着実につながる効果的な事業を展開する。併せて、県内各地で環境保全活動に自主的・積極的に取り組む団体等の活動に対し助成を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員や、関係団体との協働・連携による事業の実施や伴走支援などを行い、地球環境保全活動の充実を図る。

3 環境保全活動支援

(1)環境保全活動支援事業の実施

- ・県民が主体となった環境保全活動を促進するため、環境保全や地球温暖化防止活動に自主的・意欲的に取り組む県内のボランティア団体やNPO法人等の活動を対象に、その活動費の一部を助成する。

(2)環境保全活動団体支援・協働連携促進事業の実施

- ・持続可能な社会の担い手を育成するため、ESD(持続可能な開発のための教育)をはじめとした環境教育を、県内外の多様な主体と連携し協働で実施する。また、中間支援組織として、持続可能な地域づくりに資する取り組みに参画し、活動を発展させるため伴走支援を行う。
- ・持続可能な地域づくりに参画する新たな人材を発掘するとともに、スキルアップを支援し育成を図る。
- ・行政機関や環境保全活動団体と連携し、地域や団体等のそれぞれのニーズに応じた環境学習プログラムを取り入れ、環境保全や温暖化対策への理解を促進する。
- ・環境保全活動に取り組む個人や団体に対し相談・助言を行うなどしてその活動を支援する。
- ・学校や地域での環境学習や普及啓発に必要な資料の制作等を行う。また、環境問題や環境学習に係る書籍などのライブラリーの充実も図り、県民への提供・貸出等を行うことで県民の主体的な活動に資する。

(3)持続可能なライフスタイルの情報発信

- ・県民に環境配慮行動を含む倫理的な消費(エシカルな消費)を促すため、生活者の視点から、暮らしの中で取り入れやすい情報等について、SNSなど多様なメディアを活用して発信する。また、県内の多様な主体と連携しイベント等の機会を捉え発信を行う。

(4)次世代と取り組む環境教育事業の実施

- ・学校教育では、学習指導要領に「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられていることから、環境部門においては次世代を対象とした環境教育プログラムを提供することが重要である。そのため、小・中学校などの授業で導入しやすい気候変動や、SDGsをテーマとした環境教育プログラムを開発・改良を行い教育現場での普及を図る。
- ・家庭において、多世代での環境に関するコミュニケーションを活発化させ行動を促すことを目的に、未就学児や児童とその保護者を対象とした親子で取り組めるワークシート事業や、幼児向けのミニエコ講座など、学びと実践を伴ったプログラムを実施する。

4 地球温暖化対策(地球温暖化防止活動推進センター)

(1)エコなつながりづくり事業の実施

- ・島根県は、環境問題に高い関心をもつ人材を島根県地球温暖化防止活動推進員(温対法第37条、任期2年)に委嘱するとともに、環境活動に積極的に取り組む方をしまねエコライフサポーターとして登録し、地域における普及啓発の一助としている。
- ・財団では、地域センター事業の一環として、推進員やサポーターの育成、情報発信や活動の支援を行い、県民の自主的な環境配慮行動の促進につなげる。
- ・第12期推進員(令和6年12月委嘱、34名)を対象に、知識習得、スキルアップ等を目的とした研修会を開催する。
- ・推進員及びサポーターのグループによる自主的・主体的な活動を活性化させるため、自ら活動を企画・立案し実施できるよう伴走支援を行う。
- ・推進員等の活動に必要な情報の提供や啓発用グッズの作成や機材の貸出等を行うとともに、推進員とサポーター間、推進員等と関係機関との連携を促し、活動が円滑かつ活発に展開されるよう支援する。

(2)住まいの省エネ・再エネ推進事業の実施

- ・家庭における温室効果ガスの着実な削減を図り、地域の脱炭素化を促進するため、省エネ対策や再エネ導入を支援する事業を実施する。
- ・住宅の省エネルギー化を促進するため、省エネ、省資源などの住宅性能の向上による快適性の向上や健康への寄与など、省エネ住宅がもたらす様々な効果についてワークショップ等による啓発事業を行うとともに、様々な媒体を用いて広く県民に情報発信を行う。
- ・県内での次世代省エネ住宅の普及を図るため、新築やリフォームに携わる建築業界の実務担当者などを対象としたセミナーを開催する。
- ・省エネ住宅・再エネ設備の普及を図るため、県と連携し、県民への直接的な助成に関する事務の支援を行う。
- ・環境省が進める「家庭エコ診断事業」による「うちエコ診断」制度により、生活習慣の見直しや省エネに配慮した機器の導入など、それぞれの家庭の事情に合ったライフスタイルを提案する。併せて、実践的な省エネ行動や再生可能エネルギーの導入・転換を促しCO₂の着実な削減につなげる。
- ・住まいの省エネ・再エネ及び「うちエコ診断」制度について、自治体や企業、また多くの県民が参加するイベント等で制度を周知し、住まいの省エネ・再エネについての情報の拡散を図る。

(3)再生エネルギー等、脱炭素社会の実現に向けた情報発信の実施

- ・これまで、次世代に向けた環境教育、推進員を中心とした環境保全活動において、主に省エネルギー化の推進に取り組んできた。今後はそれらに加え、脱炭素社会の実現に資するため、太陽光発電など身近にはあるがまだまだ関心の薄い「再エネ」等について、県民の身近な視点で新たな気づきとなるよう、様々な媒体や手法により発信を行う。

(4)市町村支援事業の実施

- ・市町村の環境政策関連施策が着実に進むよう中間支援組織として、ニーズ把握等のヒアリングを行い、適切な情報提供や助言を行うなど、事業の企画段階から支援する。
- ・地球温暖化対策に関する最新情報や、他の自治体の取組事例等に関する研修を行い、地域課題の共有や解決のためのアイデア、取組手法について学ぶ機会を提供する。
- ・脱炭素化の社会実装を加速するため、EV等電気自動車の活用方法などについて、市町村と連携し、実践的な手法による啓発を進める。

(5)しまエコ推進会議生活部会の運営(家庭向けの地球温暖化対策事業)

- ・島根県が策定した島根県環境総合計画に基づき設置された、しまねエコライフ推進会議の生活部門の運営を行う。部会では消費者、生活者として環境に配慮した消費行動を促進するため、消費者団体やNPO、企業等と連携した普及啓発や、実践のあり方について情報を共有、それぞれの活動に活かしていく。

Ⅳ．北の原キャンプ場の管理運営事業

1 運営方針

- 国立公園三瓶山の自然環境に囲まれ、中国地方屈指の規模を有することが当施設の魅力である。一方、規模の大きさは管理と運営に必要な人的・経費的な負担が大きく、老朽化した設備への対応も間に合わないことなどが課題となっている。
- キャンプ人口の減少と競合施設の増加により利用確保が困難となっており、経営的にも厳しい状況にある。現指定管理期間の2年目にあたる令和8年度は、利用件数の確保が最重要事項となる。指定管理者としての運営継続の可否を含め、施設の将来像を大田市とともに検討しながら、管理運営の効率化と利用者が安全に利用できる環境の整備とSNSを活用したキャンプ場ならではの魅力の発信を行う。
- 利用者ニーズの把握に努め、満足度の向上を目指す。また、情報コーナーで三瓶周辺の施設の情報発信するなど、他周辺施設と一体となって人の流れを醸成できるよう努める。
- 愛犬と宿泊できるバンガローやドッグランを効果的にPRし、利用拡大を目指す。
- 冬季は場内で雪遊びを楽しめるように、雪遊び道具の貸出や場内の積雪情報など積雪の多い地域ならではの魅力を発信し、閑散期の集客促進を図る。

2 事業概要

テントサイト、ケビン等の貸出と維持管理にかかる業務を「北の原キャンプ場指定管理者仕様書」に基づいて実施する。また、魅力向上と利用促進につながるイベント等を企画、実施する。

「北の原キャンプ場指定管理者仕様書」に基づく業務

- ・ 広告・宣伝及び営業活動等による利用促進に関する業務
- ・ 適切な人員配置等を考慮した事業計画及び収支予算・決算に関する業務
- ・ 利用者に分かりやすい利用料金表示とその徴収事務等に関する業務
- ・ 円滑なサービス提供を行うための施設及び設備、備品の維持管理及び保全に関する業務
- ・ 地域連携、観光振興等、その他の業務

3 管理運営計画

(1)開場計画

①開場日

●令和8年度開場予定日数：328日 ※条例上は244日 <資料1>

○全施設開場日

- ・ 4月1日～11月30日(244日営業)

○条例で定められた休場日

- ・ 12月1日～3月31日。ただし、ケビン7棟、セントラルロッジは、12月29日～1月3日までの間を除き、あらかじめの許可を受けることにより、これらの施設を利用することができる。

○施設の効果的な運営のため、次の変更を行う。

- ・特別開場：12月1日～3月31日(84日営業)、ケビン7棟及びセントラルロッジのみ
- ・臨時休場：12月1日～3月31日の火曜日、12月25日～28日 ※閉栓作業等のため
- ・メンテナンス休場：12月の第1月曜日から5日間、3月の第1月曜日から5日間

②臨時休場

- ・暴風、豪雨、豪雪などにより自然災害等が発生又は発生するおそれがある場合は、利用者の安全確保を最優先し、指定管理者の判断により臨時休場する場合がある。

(2)施設の運営に関する計画

①予約及び利用の受付

○宿泊施設、キャンプ場の運用

- ・電話及びインターネット予約サービスにより予約受付を行うとともに閲覧者に空き情報を提供する。
- ・利用者の希望施設への利用振り分け及び調整を行う。
- ・平日の利用促進や高単価施設の稼働率向上に向けたサービスプランの造成を検討する。

○来場者の対応

- ・施設内外では、適切な接客対応を心がける。
- ・夜間不審者の侵入防止対策を講じるなど、来場者が安全に利用できる環境づくりに努める。
- ・宿泊利用者が多い時期は、営業時間外の待機・対応や夜間の緊急対応が可能な体制をとる。

○特色を活かした事業展開

- ・三瓶登山のベースキャンプ地であるほか、隣接の三瓶自然館で天体観察会が体験できるキャンプ場としての魅力を活かしたサービスの造成や情報発信に努める。

②管理・運営

○効率的な管理方法の試行

- ・利用者数に応じて提供するサイトの範囲を変動させることなど、効率的な管理運営を試行しながら、将来のキャンプ場のあり方を設置者の大田市と共に検討を進める。

○ドッグラン及びドッグバンガロー

- ・ドッグランとドッグバンガローを活用し、愛犬家のニーズを取り込み集客を図る。

○森のアスレチック

- ・改修されたアスレチックをPRして来場者数増を図り、新規の利用者確保を期する。

○ごみを減らすための取り組み

- ・環境保全の観点から廃棄物を減らすための取り組みを検討する。

③自主企画事業の実施

○イベント

- ・島根県の企業や店舗と協力したカレーフェスなど、キャンプ場ならではの体験が出来るイベントを実施し、キャンプの楽しみ方と魅力をアピールする。また、幼児を対象とした自然散策イベントを三瓶自然館と共催することでメインターゲットの新規来場を狙う。

<資料2>

○物販、貸出など(利便提供事業)

- ・マキや炭などキャンプ用消耗品、食品・飲料などの販売、キャンプ用品の貸出。
- ・ハンモックや遊び道具などキャンプをさらに充実させる物のレンタルサービス。
- ・地元商品の仕入れなどを通じて、三瓶地域らしい商品の販売と地域連携の推進を目指す。
- ・ソリ、スノーボールメーカーなど雪遊び道具の貸出。

○三瓶自然館との連携

- ・ 宿泊利用者を対象とした三瓶自然館割引券の提供。
- ・ メインターゲットであるファミリー層に向けた情報発信

④利用者へのサービス向上

- ・ アンケートの実施により、利用者ニーズの把握に努める。また、アンケート回収率を高める取り組みを検討する。
- ・ 三瓶山登山情報や周辺観光情報の提供。
- ・ SNS等で天候情報やキャンプ場内の自然情報を紹介するなど、利用者にとって有益な情報を積極的に発信する。

4 施設の維持管理

利用者に安全で快適な環境とサービスを提供するため、きめ細かな維持管理及び保全を実施する。施設と設備は開場から50年以上が経過し、老朽化が進行している。日常の点検を徹底し、不具合箇所の確認と対策、計画的な更新を図る。また、施設の状況を「施設設備維持管理台帳」に記載し、徹底した管理を行う。

原則、三瓶自然館等施設の「施設管理の基本方針(p12)」に準じ、適切な管理にあたる。

(1)法定点検の実施予定

項 目	予 定 業 務	委 託 予 定
上水道管理	専門業者による受水槽等の清掃・消毒・点検(1回/年)、 滅菌器点検(4回/年)	自然館と一体となって管理
専用水道水質検査	財団職員による色・濁・臭・残留塩素測定(毎日) 専門業者による浄水50項目検査(4~12回/年) 原水40項目(1回/年)	自然館と一体となって管理
浄化槽維持管理	専門業者による機器点検・清掃・消毒・汚泥スカムの 抜き取り(3回/月)、水質検査・機能検査(1回/年) 法11条検査(1回/年)	自然館と一体となって管理
自家用電気工作物	専門業者による月次点検(1回/月) 年次点検(1回/年)	自然館と一体となって管理
消防設備	専門業者による外観機能点検(1回/年)、 総合点検(1回/年、外観機能点検項目含む)	未定

(2)宿泊施設における衛生管理予定

- ・ キャンプ場スタッフによる清掃(利用終了毎。繁忙期はケビンとバンガロー施設のみ業者委託)
- ・ キャンプ場スタッフによるリネン天日干し(3回/年)
- ・ 専門業者によるシーツクリーニング(利用終了毎)

(3)資格者の配置予定

- ・ 防火管理者 ……………岡田 桂(企画情報課)

5 施設の利用許可

(1)利用料金等の設定

- ・「わかりやすいこと」「利用しやすいこと」「合理的であること」を踏まえ、以下のとおり設定する。
なお、これまで独自サービスとして採用してきた利用料金の3シーズン制は、繁忙期以外の期間を実質的に割引している状態であったが、物価高騰などによる支出経費の増大に対応するために、令和7年度より利用料金を条例額の上限に通年統一している。

(単位：円)

施設の種別		宿泊	休憩
宿泊施設	オートサイト(Aサイト)	5,200	2,700
	オートサイト(Aサイト以外)	4,800	2,700
	オートサイト(電源設備)	800	500
	一般サイト	1,500	800
	小型ケビン	15,600	1,200
	大型ケビン	28,400	2,200
	バンガローA	8,700	700
	バンガローB	8,200	600
	バンガローC	9,900	800

施設の種別		単位	一般利用
その他の施設	キャンプファイヤー場	1ヶ所1回	3,300
	ドッグラン	1匹(3時間)	800
	多目的ホール	1時間	1,300
	集会室	1時間	900

(2)利用料金の減免

- ・児童生徒の教育課程での利用、割引カードの提示者など、減免対象者は利用料金を減免する。

(3)利用の許可

- ・施設利用の申し出に対して、利用目的等に応じて許可の可否判断を含め、適切な事務手続きを行う。

(4)施設の貸出など

- ・施設の貸出を行う場合は、利用者が利用の目的を十分に果たせるように利用方法や設備について丁寧な指導、助言を行うとともに利用手引きを作成し、閲覧可能な状態で公開する。
- ・受付業務にあたっては、受付窓口においてスタッフが対応するほか、必要に応じて補助し、利用者が気持ちよく施設を使用できるよう対応する。
- ・利用施設等に応じて、利用申請の書類を常備し、迅速な手続きを行う。

V. 施設利用者への利便提供事業

1 運営方針

利便提供事業は財団にとって重要な収入源であり、経営的な視点が求められる。市や商工会議所をはじめ、外部の助言を取り入れながら収益の拡大をめざす。

2 物販事業

(1)三瓶自然館(ミュージアムショップ「ひめのが」)

展示の内容や季節に合わせた商品の仕入れを行い、販売促進を図る。

- ・博物館のショップならではのテーマ性を持つものや、自然科学への学びが得られる商品を中心とした商品構成を工夫して販売する。
- ・自然館及び三瓶山の思い出になる商品も揃えて、来館者のニーズに応える。
- ・企画展の開催時期には、テーマに関連する商品を取り揃える。
- ・自然館らしいオリジナル商品の開発に取り組む。
- ・企画展や年中行事に関連した工作イベントを行い、平日及び閑散期の集客を図る。

(2)三瓶小豆原埋没林公園

- ・来園者に埋没林らしさが伝わる商品や「縄文時代」に関連する構成を工夫し販売する。
- ・季節毎にターゲットを絞り、陳列の入れ替えを行い、客単価の向上を図る。
- ・埋没杉材を活用した商品は、希少性を打ち出して、限られた在庫を有効に活用できるよう工夫する。

(3)北の原キャンプ場(キャンパーズショップ北の原)

- ・利用者が快適にキャンプを楽しめるよう、食料品・燃料・玩具等を取り揃え販売する。
- ・野外活動に役立つ道具など、キャンパーズショップらしい商品構成を展開することで、利用者の期待感と利便性を高める。
- ・市場ニーズを把握するとともに、話題性のある商品を取り揃えることにより、トレンド感のあるショップづくりに努める。
- ・キャンプ場で実施する飲食系イベントの機会に、ショップでも物販をすることで収益増を図る。

3 貸出事業(北の原キャンプ場)

(1)キャンプ用品

近年、テントなどのキャンプ用品は持ち込みされることが多く、レンタル品の利用率は低くなっている。レンタル品の需要を探りながら、回転率を上げることを目指す。

- ・初心者に向けた各種キャンプグッズの貸出。
- ・場内で遊ぶことのできる野外用遊具の貸出。
- ・“たき火セット”など、レンタル品をセットで用意し、手軽さをPRする。

(2)イベントでの活用

- ・イベント時に有料貸出品を活用するなどし、貸出事業の収入を得る工夫をする。

(3)雪上遊具

- ・ソリやスノーボールメーカーなどの雪上遊具(無料)の貸出を行い、冬の三瓶山の魅力を発信し、冬期の利用拡大を図る。

令和8年度 三瓶自然館・三瓶小豆原埋没林公園 開館カレンダー

自然館のみ 休館日 春期企画展

4	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			

開館 26
休館 4

5	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
31							

開館 27
休館 4

6	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

開館 21
休館 9

7	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

開館 29
休館 2

8	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
30	31						

開館 31
休館 0

9	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

開館 23
休館 7

夏期特別企画展 冬期企画展

10	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

開館 25
休館 6

11	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

開館 26
休館 4

12	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

開館 18
休館 13

1	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
31							

開館 26
休館 5

2	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						

開館 24
休館 4

3	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

開館 22
休館 9

条例上の開館日数 298
 自然館開館日数 298
 埋没林公園開園日数 306

資料2 令和8年度イベント一覧表

■三瓶自然館

☆定期イベント

実施日	名称	内 容
年5回(5, 6, 9, 10, 11月の日曜日に実施。)	サヒメル科学探険隊	自然科学に興味のある小学生(4~6年生)を募集し、館内外で年5回の活動を実施。活動内容は自然科学に関するテーマで、自然観察や実験、実習、学習を行う。内容に応じて当館の学芸員や外部講師が指導。時間は毎回10:00~16:00の予定。
毎月第3日曜日	きっずサンデー	毎月第3日曜日のしまね家庭の日に合わせて、デジタル紙芝居やきっずプラネタリウムの投影など、ファミリー向けのイベントを実施する。保護者同伴での入館時のみ小人は入館無料。
毎月第4日曜日 ※12月は第3日曜日に実施	さわってみよう♪ わくわくワゴン	当館の標本展示のほとんど触ることができないため、「さわられる標本」を活用して、三瓶自然館インタープリターがわかりやすく解説を行う。
4月~11月の毎週土曜日	北の原お散歩ツアー	季節の自然を楽しみながら、北の原を歩く観察会。4月~11月までの毎週土曜日に実施し、週替わりで生物系、地学系学芸員が担当する。
7月28日(火)、 7月30日(木)	教員のための博物館の日 7月28日(火)サヒメル会場 7月30日(木)アクアス会場	教員を対象にした博物館を効果的に学習利用する方法や自然科学に親しむためのワークショップ、及び、博物館と学校の連携事例のポスター発表を実施する。

☆イベント

実施日	名称	内 容
4月26日(日)、 29日(水)、5月3日(日)~5日(火)	救え！消えゆく生きものたち2026 ギャラリートーク	2026年春の「しまねレッドデータブック」の改訂に合わせて開催する。企画展の満足度を高め、しまねRDBへの理解や自然環境への関心が持てるように専門職員が解説。
4月26日(日)	さんべの森たんけんたい ~おにぎり作ってピクニック~	飯盒炊さんで炊いたご飯でおにぎり弁当を作り、北の原へピクニックにでかける。
4月29日(水)	結晶のヒミツ ~"幻のアメシスト"を探しに行こう~	三瓶でかつて採取できた"幻のアメシスト"を探しに行くイベント。あわせて、「結晶はどのようにできるか?」など、結晶のヒミツを紹介する講座も行う。
5月2日(土) ~5月5日(火)	ゴールデンウィーク天体観察会	ゴールデンウィークに一般を対象とした天体観察会(予約制)を開催。この時期に見やすい木星や春の星座の天体を中心に観察する。公開天文台100周年記念公認イベントとして申請。
5月10日(日)	バードウォッチング講座~さえずりで鳥を識別 基本10種編~	ホオジロやシジュウカラなどの基本的な10種類程度の鳴き声を学ぶ講座。ゆっくりと野外散策をしながら、そのときに見られるさまざまな自然も観察する。
5月17日(日)	春の三瓶で自然観察登山	東の原から大平山を経由して室ノ内池への登山をしながら自然観察をする。草花や野鳥を中心に季節の自然を観察する。下りは大平山からリフトを使用する。
5月23日(土)	七輪マグマで火山実験 ☆5/10地質の日になむ	三瓶山のデイサイトをはじめ、島根県内で見られる溶岩について、割ってみたり、七輪で加熱し溶かしてみたりしながら、火山について学ぶ。
6月14日(日)	さんべの森たんけんたい ~ピザ作り+きいちごつみ~	キャンプ場のピザ釜でピザ作りときいちご摘み体験。
7月5日(日)	藤村シシン氏講演会(仮)	古代ギリシャ研究家の藤村シシン氏を招き、同氏監修のプラネタリウム番組「黄道11星座物語」投影と講演を行う。公開天文台100周年記念公認イベントとして申請。
7月18日(土)	夏の夜の昆虫観察	夏の夜に活動する昆虫を野外で観察するイベント。トラップをつかって虫を集めたり、三瓶の森の中を歩いて、夜に活動する昆虫たちの生態を観察。
7月25日(土)、 9月19日(土)	手作りアンモナイト図鑑	オリジナル化石発掘キットを使って本物アンモナイト化石を発掘し、自分だけのアンモナイト図鑑を作る。

7月26日(日)	親子で作ろう工作教室 「カタカタくんだり」	親子で楽しむ自然や科学をテーマとした工作教室。インタープリターが工作の企画と指導を行う。人形がカタカタと音を立ててくんだり落ちてゆくおもちゃを作る。
8月1日(土)、 9月5日(土)	キャンプ場に泊まってナイトミュージアム	学芸員の解説を聞きながら、懐中電灯を片手に暗くなった夜の企画展「海竜大進化」を鑑賞する、キャンプ場宿泊者限定イベント。
8月2日(日)	親子で作ろう工作教室 「スノードーム」	親子で楽しむ自然や科学をテーマとした工作教室。インタープリターが工作の企画と指導を行う。小さなオブジェが入った小瓶を振ると、雪が降るように見える置物を作る。
8月9日(日)	化石ハンター養成講座	夏の特別企画展「海竜大進化」をテーマにした、自由研究のヒントが詰まった体験型の講座。
8月12日(水)、 13日(木)	ペルセウス座流星群観測会	同流星群の極大に合わせて一般向けの天体観測会を実施。望遠鏡での観測は最小限にとどめ、流星の観測及びその解説を行う。公開天文台100周年記念公認イベントとして申請。
8月22日(土)、 9月13日(日)	海竜&絶滅海獣を探せ！化石発掘体験	学芸員が島根県内から集めてきた岩石を割って、海竜や絶滅海獣が生きていた時代の化石を探す。
8月23日(日)	親子で作ろう工作教室 「木の実・木の枝工作」	親子で楽しむ自然や科学をテーマとした工作教室。インタープリターが工作の企画と指導を行う。木の実や枝を使って、好きなものを自分で考えて作る。
8月30日(日)	古生物工作まつり	夏期特別企画展の関連イベント。古生物をテーマにした工作を楽しむ一日。複数のブースを設け、いろいろな工作を楽しんでもらう。インタープリターが指導する。
9月19日(土) ～9月22日(火)	シルバーウィーク天体観測会	シルバーウィークに一般を対象とした天体観測会(予約制)を開催。この時期に見やすい月や土星、秋の星座の天体を中心に観測。公開天文台100周年記念公認イベントとして申請。
9月16日(水) ～9月21日(月) 12月3日(木) ～12月6日(日)	字幕付きプラネタリウム 「月を見上げて」投影	福祉週間に合わせ、聞こえに不安のある来館者に向けて、月をテーマにした字幕付きプラネタリウムを投影する。
10月10日(土) ～11月3日(火)	ススキの迷路	北の原のススキ草原に難易度別の迷路を数コース設置する。迷路を通じて、子どもたちに植物に関心を持ってもらう。
10月24日(土) ～12月6日(日)	村上康成原画展 「絵本で感じる、もりと、かぜと、わたし」	創作絵本の制作を中心に活動する村上康成氏の原画展。写真や剥製とは異なった視点から自然の魅力を伝える。
10月25日(日)	さんべの森たんけんたい ～木の実で遊ぼう+たき火～	まつぼっくりやどんぐりなど、木の実を使って遊ぶ。
10月25日(日)	化石発掘体験 ☆10/15化石の日になむ	出雲市佐田町で、地層の観察ポイントなどについて学びながら化石採集をおこなう。採取した化石はラベルを付けて、標本として持ち帰ってもらう。
11月1日(日)	紅葉の三瓶で自然観察登山	大平山、孫三瓶、室ノ内池への登山をしながら自然観察をする。紅葉や野鳥を中心に季節の自然を観察する。東の原から大平山まではリフトを往復利用する。
11月21日(土)	公開天文台100周年記念 全国一斉天体観測会	日本初の公開天文台開設100周年記念日にあわせて、JAPOS(日本公開天文台協会)が企画する全国一斉観望会に参画。観望会のリレー中継等を実施。昼間の部も予定している。
11月23日(月) ～11月30日(月)	熟睡プラ寝たりウム	全国一斉熟睡プラ寝たりウムで、日曜日に来館しにくいお客様のために、一週間行う。内容は全国一斉熟プラと同じ。
12月6日(日)	親子で作ろう工作教室 「おちばアート」	親子で楽しむ自然や科学をテーマとした工作教室。インタープリターが工作の企画と指導を行う。いろいろな落ち葉を台紙に貼ってアート作品を作る。
1月2日(土)、 1月3日(日)	お正月イベント	ビンゴ大会や干支にちなんだ展示など、お正月にちなんだイベントを実施する。
1月24日(日)	雪の三瓶でアニマルトラッキング	北の原周辺でスノーシューを使って雪原を歩き、哺乳類の足跡や冬芽などを探して観察する。雪がなくても冬の自然観察として実施し、鳥類や越冬中の昆虫などを探す内容とする。
2月7日(日)	さんべの森たんけんたい ～雪あそび+たき火～	雪遊びとたき火で、三瓶の冬を楽しむ。

■三瓶小豆原埋没林公園

実施日	名称	内 容
4月18日(土)	月イチガク① 小泉八雲が見たジオ ～知られぬ日本の面影～	日本の地形景観に関心を持っていた小泉八雲は、松江の風景をどう見たのか。彼が見たであろう風景をジオパークの視点から出雲ジオガイドの会の松原慶子さんが紹介。
5月9日(土)	月イチガク②フィールド まちかど珪化木探訪 ～久手町まち歩き～	小学校の校庭や駅に木の化石「珪化木」がある大田市久手町で、天然記念物「波根西の珪化木」とまちなかの主な珪化木を訪ね歩く町歩き。
6月6日(土)	月イチガク③フィールド 墓場放浪記in三瓶 ～古刹円城寺を訪ねる～	三瓶町の円城寺とその周辺を歩く。島根県教育委員会の間野大丞さんの案内で石塔を見学しながら、この地域の歴史を探る。
7月11日(土)	月イチガク④ 大地に銀を求め三千余尺 ～石見銀山の採掘跡～	石見銀山開発初期の謎を解く鍵になるか。新たに確認された大規模な採掘跡を紹介。石見銀山世界遺産センターを会場に、世界遺産20周年プレイベントとして共催。
8月8日(土)	月イチガク⑤ ゆれる！ ～島根の地震を考える～	地震被害が比較的少ないとされる島根県も、歴史的には何度かの地震被害を受けてきた。その履歴と地震で生じる現象を紹介する。
9月19日(土)	月イチガク⑥ 響く！なぜ鳴る琴ヶ浜 ～鳴砂の科学～	砂の話題を幅広く紹介しながら、琴ヶ浜の砂が鳴る理由を紹介。仁摩サンドミュージアムとの共催で、同館を会場に開催。
10月17日(土)	月イチガク⑦フィールド まじ歩き ～鳴砂と銀の積み出し港～	琴ヶ浜から石見銀山の銀の積み出し港だった柄ヶ浦まで歩き、鳴砂と港を生んだ大地の歴史を考える。
11月14日(土)	月イチガク⑧ 三瓶にひびく笛太鼓 ～田植囃子の民俗学～	三瓶町池田地区と小屋原地区に伝わる田植え囃子をはじめ、大田市域の田植え行事について、島根民俗学会の多田房明さんが紹介。
12月5日(土)	月イチガク⑨ 森は語る・森を語る ～魚津・仙台・三瓶座談会～	魚津、仙台(富沢)、三瓶の森が発見されて、保存と活用に至るまでの経緯とこれからの展開をテーマにした座談会をオンライン開催。
1月30日(土)	月イチガク⑩ 中国太郎の寝返り ～江の川は川合を流れたか？～	山地を横切って流れる中国地方最大の河川江の川が、今の流れになるまでの大地の歴史を探る。
2月27日(土)	月イチガク⑪ 古磁気1500万年 ～地球史の鍵を見つけた研究者～	東西の日本が別々の動きをして形成されたとされる日本列島。その動きとともに、それを解明した大田市出身の研究者を紹介。
3月20日(土)	月イチガク⑫ フィールド 吉永藩の足跡 ～森山用水をたどる～	江戸時代前半にあった吉永藩加藤家が作ったと伝わる、森山用水を追って、大田町から長久町まで歩く。

■北の原キャンプ場

実施日	名称	内 容
5月24日(日)	カレーフェスin北の原キャンプ場	県内のカレー店数店がキャンプ場に出店。大自然の中でカレーを味わうイベント。飯盒でごはんを炊くイベントも付随イベントとして実施(事前予約制)。

資料 3

様式 4 - 2

不利益処分に対する処分基準

(整理番号 : 001)

令和5年4月1日

1. 根 拠 規 程 等	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例 第15条
2. 不 利 益 処 分 の 概 要	許可の取り消し、条件の変更
3. 処分基準（未設定の場合はその理由） 使用許可の取り消しについては、施設内の秩序の維持の観点から措置を行うかどうか判断することとなるが、違反者の瑕疵の程度や、他の利用者への迷惑度、自然館等の施設等の棄損の度合いなど、様々な状況を考慮して客観的に判断されなければならない。 また、管理上の必要性により使用許可条件の変更を要する状況を予測することは困難であり、個別の事例により公益性等を考慮して判断せざるを得ない。 よって、一律に基準を設定することは困難である。 (許可の取消し等) 第15条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して、同項の許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止若しくは自然館等からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。	
4. 処 分 を 行 う 施 設 名	島根県立三瓶自然館
5. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

資料 4

様式 2 - 2

申請に対する審査基準

(整理番号 : 002)

令和5年4月1日

1. 根 拠 規 程 等	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例 第14条第1項
2. 許 認 可 等 の 種 類	施設の利用許可
3. 審 査 基 準	<p>次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可をしない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。3 自然館等の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。4 その他管理上の支障があるとき。 <p>(利用の許可) 第14条 有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p>
4. 標 準 処 理 期 間	10日間
5. 申 請 先	島根県立三瓶自然館又は各利用施設
6. 処 分 を 行 う 施 設 名	島根県立三瓶自然館又は各利用施設
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 企画情報課

申請に対する審査基準

(整理番号：003)

令和5年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第17条
2. 許認可等の種類	利用料金の減免
3. 審査基準	<p>1 島根県立三瓶自然館及び附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則第4条表1から4に定めるもの 判断基準…同規則に定める区分に該当するとき。 減免額…同規則に定める額(全額、1/2の額、2割)</p> <p>2 同条表5に定めるもの (1) 島根県等行政からの要請に基づくもの(例:児童福祉週間、老人週間、身体障がい者福祉週間、遣島使カード等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額、1/2の額、2割 (2) 広報目的のもの(例:各メディア広報による特典等) 判断基準…広報対象が広く一般であるとき又は県立施設の広報として適切であるとき。 減免額…観覧料の全額又は2割 (3) 指定管理者の事業展開(他施設等との連携含む)又は当該施設の利用促進を図る目的のもの(例:企画展招待券、島根県立施設等との連携割引等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額又は2割 (4) サービス向上目的のもの(例:観光バス等の運転手、添乗員及びタクシー運転手等) 判断基準…指定管理施設の経営に支障がないとき。 減免額…観覧料の全額又は2割</p> <p>なお、各事例は突発的に要請又は実施の必要が生じることもあり、限定的な列挙は困難である。また、経営への支障は、1を除く減免額総額の年間見込み額が300万円を超える場合に考慮する。</p> <p>(利用料金等の減免) 第17条 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金等の減免をすることができる。</p>
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	観覧料：島根県立三瓶自然館又は埋没林公園 利用料：島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	観覧料：島根県立三瓶自然館又は埋没林公園 利用料：島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 企画情報課

申請に対する審査基準

(整理番号：004)

令和5年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第18条
2. 許認可等の種類	利用料金等の還付
<p>3. 審査基準（未設定の場合はその理由）</p> <p>第18条第1項については、本人の責めに帰することができない理由の発生状況は、様々なケースが想定され、また全部還付・一部還付を含めた「還付する、しない」の判断は、施設の使用又は観覧行為に対し、時間的、空間的な制約をどれだけ受けたかにより、客観的、合理的に判断されなければならない。</p> <p>しかし現実には、このような判断は非常に相対的、流動的なものとなるため、一律に基準を設けることは困難である。</p> <p>第18条第2項についても、同様に個々の事例により客観的に判断されるべきものであり、一律に基準を設けることは困難である。</p> <p>(利用料金等の不還付)</p> <p>第18条 既に納入された利用料金等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)利用料金等を納入した者が、その責めに帰することができない理由により、有料施設等を利用することができなくなったとき、天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物を観覧することができなくなったとき、自然館の観察施設を利用して天体を観覧することができなくなったとき、又は埋没木等を観覧することができなくなったとき。</p> <p>(2)第21条の規定により有料施設等の利用が禁止され、又は制限されたことにより当該有料施設等が利用できなくなったとき。</p>	
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 総務課

申請に対する審査基準

(整理番号：005)

令和5年4月1日

1. 法令名・根拠条項	島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第19条第1項
2. 許認可等の種類	営業行為等の許可
3. 審査基準	<p>次の各号の一に該当すると認めるときは、第19条第1項に掲げる行為を許可する。</p> <p>I 第19条第1項第1号及び第2号について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然館及びその附属施設の設置目的に沿った行事等の開催の案内のための広告物の表示、宣伝活動をする場合。 2 利用者への自然に関する情報提供や、啓発を図るための公共性の高い広告物の表示、宣伝活動をする場合。 3 国、県、他の地方公共団体、その他の公共団体又は公益財団法人しまね自然と環境財団が主催又は共催の行事開催時において、利用者への便宜供与、利用促進のための物品の販売、その他の営業行為を行う場合。 4 自然館及びその附属施設の利用者の便宜供与のため、物品の販売、その他の営業行為を行う場合。 5 その他特に必要があると認められる場合。 <p>II 第19条第1項第3号について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然館及びその附属施設の設置目的に沿った行事等を開催する場合。 2 国、県、他の地方公共団体、その他の公共団体又は公益財団法人しまね自然と環境財団が主催又は共催により公用又は公共用の目的で行事を開催する場合。 3 国立公園、三瓶フィールドミュージアムの適正な利用の促進に寄与すると認められる行事を開催する場合。 4 自然に関する学習・啓発を図る目的で展示会等を開催する場合。 5 その他特に必要があると認められる場合。 <p>(行為の制限)</p> <p>第19条 自然館等において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。 (2) 寄付金の募集、物品の販売その他これらに類する行為をすること。 (3) 集会、競技会、展示会その他の催しをすること。
4. 標準処理期間	10日間
5. 申請先	島根県立三瓶自然館
6. 処分を行う施設名	島根県立三瓶自然館
7. 指定管理者の担当部署	公益財団法人しまね自然と環境財団 企画情報課

公益財団法人しまね自然と環境財団

Shimane Nature and Environment Foundation

